明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

6　施工企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業の施工方法（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二　直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関すること。

三　直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。

四　建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。

五　建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。

六　建設工事用機械に関する調査及び統計に関すること。

7　施工企画室に、室長を置く。

8～10　（略）

（削る）

11　環境安全・地理空間情報技術調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る環境の保全及び安全の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること（他局並びに官庁営繕部及び施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他局並びに官庁営繕部及び施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

12　工事監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄工事に係る土木工事の適正な施工の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

二　適正な工期の設定に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

6～8　（略）

9　建設生産性向上推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る生産性の向上に関する建設技術に関する研究及び開発に係る特定事項についての企画及び立案に関すること（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）。

二　直轄事業に係る生産性の向上に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

三　生産性の向上に関する建設技術の研究及び開発並びにこれらの助成並びに普及に関することで新技術の導入及び活用に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）。

10　環境安全・地理空間情報技術調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る環境の保全及び安全の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び官庁営繕部の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

11　工事監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄工事に係る土木工事の適正な施工の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

二　適正な工期の設定に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。